

大津町建築物耐震改修促進計画

令和3年2月改定

大 津 町

〔目次〕

第1章 計画策定の趣旨	
1 計画の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	3
3 本計画の対象とする建築物	4
第2章 想定される地震と被害概要	
1 想定される地震	9
2 地盤の揺れやすさ	11
3 想定される被害状況	12
4 防災対策の効果	16
第3章 住宅・建築物における耐震化の現状	
1 耐震化の現状	19
第4章 住宅・建築物における耐震化の目標	
1 耐震化の目標	25
第5章 地震発生時に通行を確保すべき道路	
1 地震発生時に通行を確保すべき道路	31
第6章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
1 建築物の耐震化促進支援策	35
2 地震時における総合的な安全対策	38
3 地震に伴うがけ崩れ等の建築物の被害軽減対策	39
第7章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	
1 耐震改修を促進する環境整備	43
2 耐震対策の普及・促進	43

【参考資料】

建築物の耐震改修の促進に関する法律
用語解説集

第1章 計画策定の趣旨

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の背景と目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊等により多くの尊い命が奪われました。

この教訓を踏まえ、国は、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」（以下「法」という。）を制定し、平成18年1月には、法の改正により、各自治体における耐震改修促進計画の策定責務が盛り込まれました。

さらに、多くの死亡者・行方不明者を出した平成23年3月の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の教訓を踏まえるとともに、今後起こりうる南海トラフ地震や首都直下地震での被害の軽減を図るため、国は、平成25年5月に法を改正し、耐震診断の義務付け建築物を設定するなど、建築物の耐震化を強化する内容としました。

このような経緯を踏まえ、本町においても、平成23年3月に「大津町建築物耐震改修促進計画」（以下、本計画という。）の策定、平成28年3月には法改正を受けた計画の改定を行いました。

その後、平成28年熊本地震（平成28年4月）が発生し、県内では、前震及び本震で最大震度7を記録しました。本町においても、最大震度6強を記録し、死亡者（関連死）4名、全壊した建物154棟（平成29年10月13日時点）と甚大な被害が及んでいます。

また、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊により、死亡者が発生しました。この人災を受け、国は、平成31年1月に避難路沿道のブロック塀等の耐震診断を義務付けするため、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）（以下「政令」という。）を改正しました。

今回の本計画における改定では、政令の改正や上位計画、関連計画等の動向を踏まえた目標や施策等を検証し、より実効性のある計画となるよう見直しました。

これにより、本町は、県や関連機関との連携を強化し、震災による住宅や建築物の被害軽減を図るとともに、町民の生命と財産を保護する震災に強いまちづくりの推進を目指します。

表 1-1 主な大規模地震の概要

地震名	平成28年熊本地震		大阪府北部を震源とする地震	平成30年北海道胆振東部地震
	(前震)	(本震)		
発生日時	平成28年4月14日	平成28年4月16日	平成30年6月18日	平成30年9月6日
震源地	熊本県熊本地方	熊本県熊本地方	大阪府北部	胆振地方中東部
地震規模	6.5	7.3	6.1	6.7
最大震度	7 (熊本県益城町)	7 (熊本県益城町、西原村)	6弱 (大阪府大阪北区、高槻市、枚方市、茨木市)	7 (北海道厚真町)

※上記地震は、平成28年以降で、死者が発生した地震を整理している。

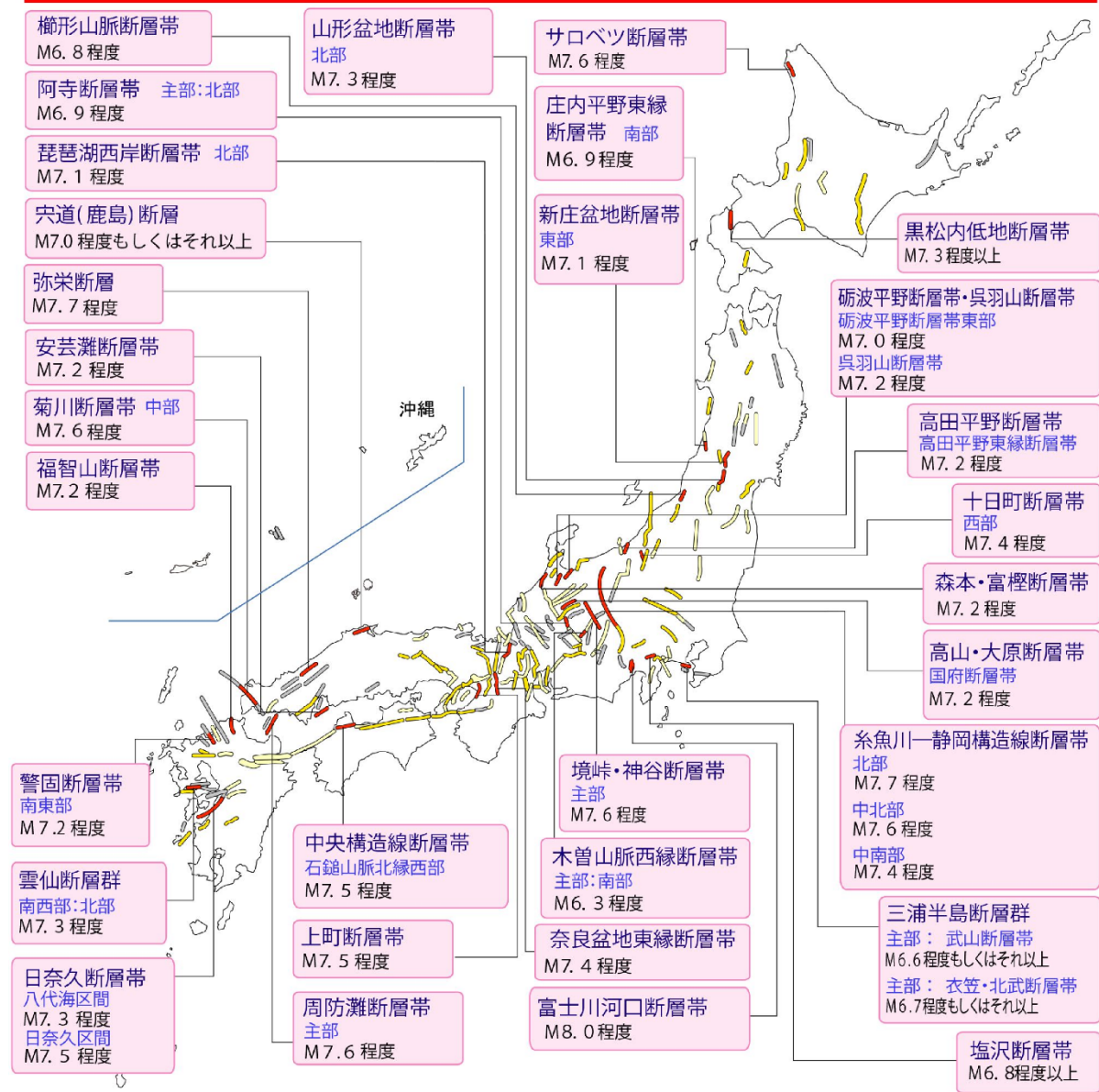
第1章 計画策定の趣旨

2020年1月24日公表

凡例：
● Sランク(高い)：30年以内の地震発生確率が3%以上
● Aランク(やや高い)：30年以内の地震発生確率が0.1~3%未満
● Zランク：30年以内の地震発生確率が0.1%未満
● Xランク：地震発生確率が不明(過去の地震のデータが少ないため、確率の評価が困難)

(注) ひとつの断層帯のうち、活動区間によってランクが異なる場合がある。
 Sランク、Aランク、Zランク、Xランクのいずれも、すぐに地震が起こることが否定できない。

Sランクの活動区間を含む断層帯に吹き出しを付けた。
 断層帯の名称
 活動区間
 地震規模(マグニチュード)
 ランクの算定基準日は2020年1月1日



○ ランク分けに関わらず、日本ではどの場所においても、地震による強い揺れに見舞われるおそれがあります。

出典：「主要活断層の評価結果(2020年1月24日公表)」(地震調査研究推進本部)

図1-1 日本の主な活断層と地震危険地帯

2 計画の位置づけ

本計画は、法第4条の基本方針、第5条の「熊本県耐震改修促進計画」や「熊本県地域防災計画」、また「大津町地域防災計画」等の関連計画との整合を図りつつ、本町の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に係る施策の基本計画とします。

また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する「国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」に基づき策定され、「国土強靱化アクションプラン2018」（平成30年6月）や「熊本県国土強靱化地域計画」、「大津町国土強靱化地域計画」とも整合を図りながら、建築物の耐震化を推進します。

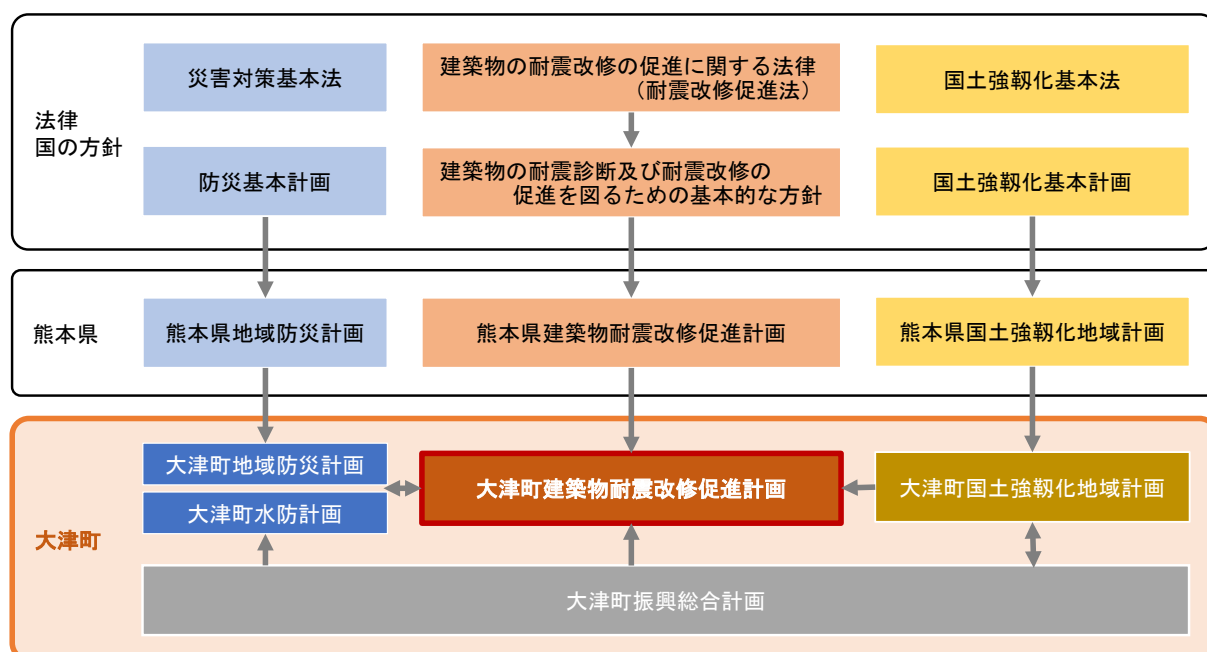


図 1-2 計画の位置付けのイメージ

3 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化の促進を図るべき建築物として、以下の建築物を対象とします。

(1) 住宅の定義

住宅は、戸建て住宅及び共同住宅等を対象とします。

(2) 特定既存耐震不適格建築物（特定建築物）の定義

法第14条で定められる特定既存耐震不適格建築物（以下、特定建築物という。）を対象とします。この特定建築物は、以下の3つの建築物のことをいいます。

① 多数の者が利用する建築物

学校、体育館、病院等の多数の者が利用し、政令で定める規模（表1-2参照）以上の建築物

② 危険物を取り扱う建築物

政令で定める数量（表1-3参照）以上の火薬類、石油類等を貯蔵又は処理する建築物

③ 避難路沿道建築物

地震災害時に通行を確保すべき道路（避難路）を閉塞するおそれのある特定の高さ要件（図1-3参照）を満たす建築物

【避難路沿道建築物の高さ要件】

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令における平成31年施行の改正では、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建築物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告が義務付けられました。

- ① 道路幅員の1/2の高さを超える建築物（道路の過半を閉塞するおそれがある建築物）
（前面道路幅員が12mを超える場合）
- ② 6mを超える高さの建築物（前面道路幅員が12m以下の場合）
- ③ 前面道路に面する部分の長さが25mを超え、高さが前面道路の幅員の2分の1の距離を2.5で除した数値を超える組積造の塀

<避難路沿道建築物>

<避難路沿道の組積造の塀>

出典：建築物の耐震改修の促進に関する法律等の改正概要
（平成25年11月施行及び平成31年1月施行）（国土交通省）

図1-3 避難路沿道建築物の高さ要件

(3) 町有建築物の定義

町有建築物は、庁舎や学校など町所有の建築物を対象とします。

表 1-2 特定建築物の規模要件一覧

用途		法 法第14条の所有者の努力 及び法第15条第1項の 「指導及び助言」の対象	法第5条第2項の 「指示」の対象	法第6条第3項第1号及び 附則第3条の耐震診断が 義務付けられている対象
多数の者が 利用する建 築物(法第 14条第1号)	学校 小学校、中学校、中等教育学 校の前期課程若しくは特別支 援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含 む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含 む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含 む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	体育館(一般公共の用に供される もの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設			
	病院、診療所		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	集会場、公会堂			
	展示場			
	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	百貨店、マーケットその他の物品 販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	ホテル、旅館			
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄 宿舍、下宿			
	事務所			
	老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類する もの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施 設、身体障害者福祉センターその 他これらに類するもの			
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
	博物館、美術館、図書館			
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイ トクラブ、ダンスホールその他これ らに類するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行そ の他これらに類するサービス業を 営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場 の用途に供する建築物を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上			
車両の停車場又は船舶若しくは航 空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合の用に供す るもの				
自動車車庫その他の自動車又は 自転車の停留又は駐車のための 施設		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
保健所、税務署その他これらに類 する公益上必要な建築物				
危険物を取り 扱う建築物 (法第14条 第2号)	危険物の貯蔵場又は処理場の用 途に供する建築物	政令で定める数量以上の危 険物を貯蔵又は処理するす べての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以 内に存する建築物に限る)
避難路沿道 建築物 (法第14条 第3号)	避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定 する避難路の沿道建築物で あって、前面道路幅員の1/2 超の高さの建築物(道路幅員 が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定 する重要な避難路の沿道建 築物であって、前面道路幅員 の1/2超の高さの建築物(道 路幅員が12m以下の場合は 6m超)
—	防災拠点である建築物			耐震改修等促進計画で指定 する大規模な地震が発生した 場合においてその利用を確保 することが公益上必要な、病 院、官公署、災害応急対策に 必要な施設等の建築物

出典：耐震改修促進法における規制対象一覧（国土交通省）

第1章 計画策定の趣旨

表 1-3 危険物を取り扱う建築物における政令で定める危険物の種類と数量

危険物の種類		数量	
第1号	火薬類	イ 火薬	10トン
		ロ 爆薬	5トン
		ハ 工業雷管、電気雷管、信号雷管	50万個
		ニ 銃用雷管	500万個
		ホ 実包、空包、信管、火管、電気導火線	5万個
		ヘ 導爆線、導火線	500キロメートル
		ト 信号炎管、信号火箭、煙火	2トン
		チ その他の火薬を使用した加工品 その他の爆薬を使用した加工品	10トン 5トン
第2号	消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	可燃性固体類 30トン	
第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性液体類 20立方メートル	
第5号	マッチ	300マッチトン*	
第6号	可燃性のガス(第7号及び第8号を除く)	2万立方メートル	
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル	
第8号	液化ガス	2,000トン	
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る)	20トン	
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)	200トン	

※1 マッチトンとは

1. マッチ棒で30万～40万本
2. 小箱(並型)マッチで7,200個、大箱(家庭小型)で500個
3. 寸二型(平型・ベタガタ、並型の半分の厚みの箱)で15,000個箱の大きさによって1マッチトンの数量は変わる

第2章 想定される地震と被害概要

第2章 想定される地震と被害概要

1 想定される地震

熊本県には、今後 30 年の間に大規模地震が発生する可能性が高いグループに属している布田川・日奈久断層帯があります。

(1) 布田川・日奈久断層帯の概要

① 断層帯の位置及び形態

布田川・日奈久断層帯は、熊本県阿蘇郡南阿蘇村（旧長陽村）の阿蘇外輪山の西側斜面から葦北郡芦北町田浦（旧田浦町）を経て八代海南部まで、一部でやや方向が変化するものの、全体としてほぼ北東-南西方向に延びる長さ 101km の断層帯となっています。

本断層帯は、南阿蘇村長陽の阿蘇外輪山西側斜面から上益城郡甲佐町付近までの北東部、甲佐町付近から芦北町の御立岬付近までの中部、及び御立岬付近から八代海南部までの南西部の3つの区間からなっていると推定されます。全体として右横ズレと断層南東側の相対的な隆起を主体とし、一部では断層が並走して小規模な地溝帯を形成しています。

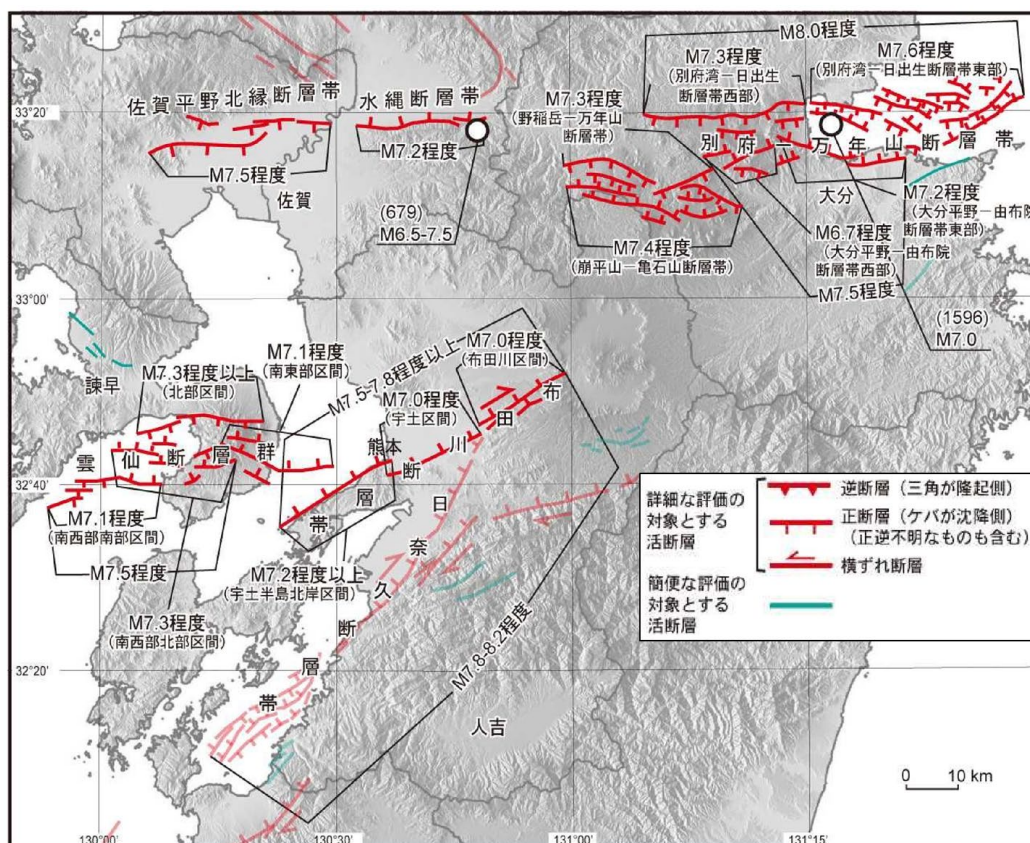


図 2-1 熊本県内の布田川・日奈久断層帯分布図

第2章 想定される地震と被害概要

② 断層帯の過去の活動

断層帯北東部は、平均して 11,000 年から 27,000 年の間隔で活動した可能性があり、最新活動時期は、約 1,500 年前以後から約 1,200 年前以前と推定され、活動時のズレの量は、右横ズレを主体として 2m 程度であったと考えられています。断層帯中部及び南西部は、活動履歴の解釈から、過去の活動時期などについて 2 つの可能性が考えられていますが、そのどちらであるかは判断できていません。

断層帯中部は、平均して 3,500 年から 11,000 年程度、若しくは 7,000 年から 14,000 年程度の間隔で活動した可能性があり、最新活動時期は、約 7,500 年前以後から約 2,200 年前以前、若しくは約 8,000 年前以後から約 7,500 年前以前で、活動時には、断層南東側の 3m 程度の相対的隆起と、それ以上の量の右横ズレがあったと考えられています。

断層帯南西部は、最新活動時期が約 7,500 年前以後から約 2,200 年前以前、若しくは約 7,500 年前以後から約 1,300 年前以前であったと推定されていますが、その平均活動間隔と 1 回の活動に伴うズレの量は不明です。

中部と南西部の最新活動が約 7,500 年前以後から約 2,200 年前以前の場合、同時であったと推定されています。

(2) 想定した地震断層面と大津町の関係

布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型の地震が発生した場合、地震規模はマグニチュード 7.9 程度と推定されますが、30 年以内の地震発生確率は不明です。中部単独の場合は、マグニチュード 7.6 規模の地震となり、30 年以内発生率は、ほぼ 0~0.6% となります。また、南西部単独の場合は、マグニチュード 7.2 規模の地震が想定されますが、発生確率は不明です。

本計画では最も地震規模の大きな布田川・日奈久断層帯の連動で起こる地震を想定します。

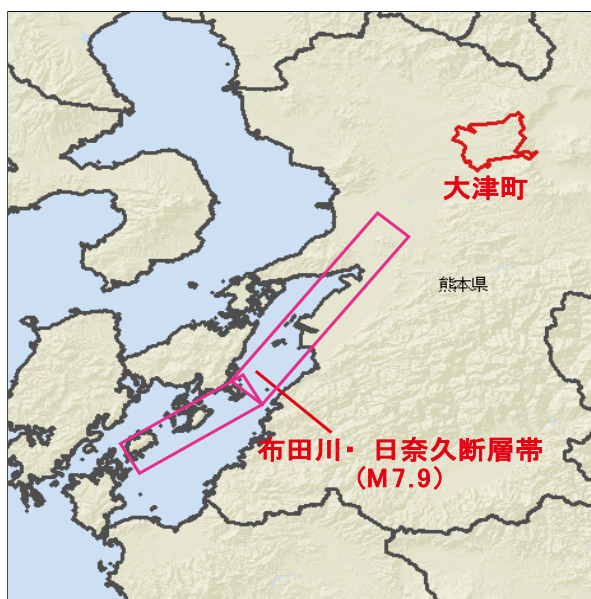


図 2-2 断層位置図

2 地盤の揺れやすさ

地盤の揺れを算出するには、前述の想定地震が起きたときの断層面からの最短距離、想定地震のマグニチュード及び大津町の表層地盤特性（図 2-3 を参照）から求めます。布田川・日奈久断層帯中部・南西部運動型の場合、本町での計測震度の最大は 6 弱と予想されました（図 2-4 を参照）。

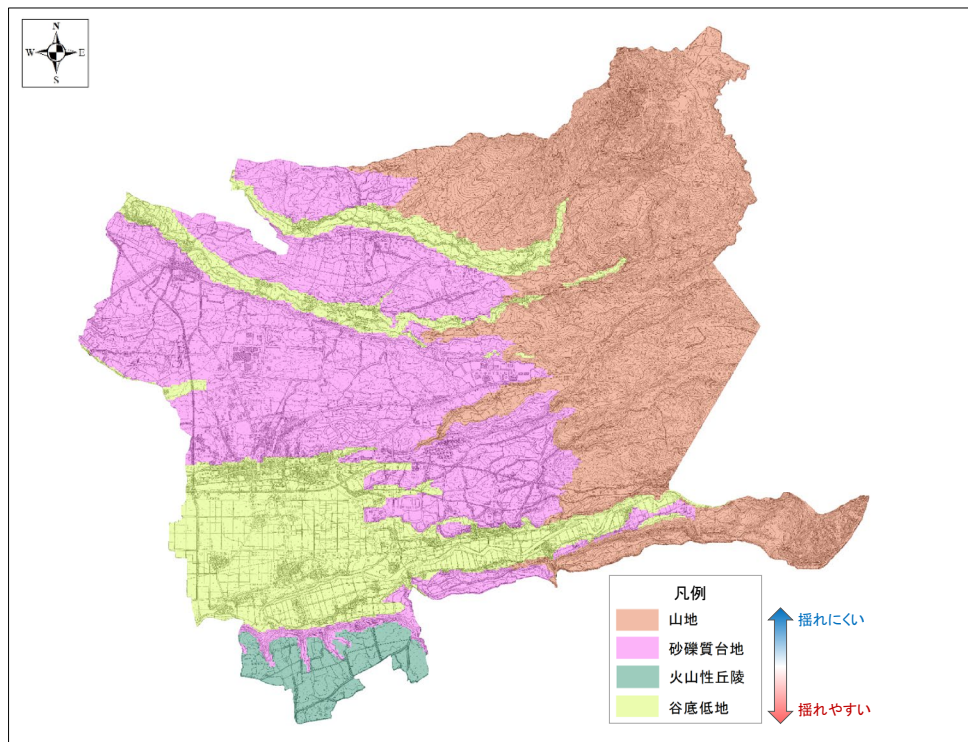


図 2-3 大津町の地盤モデル（表層地盤）

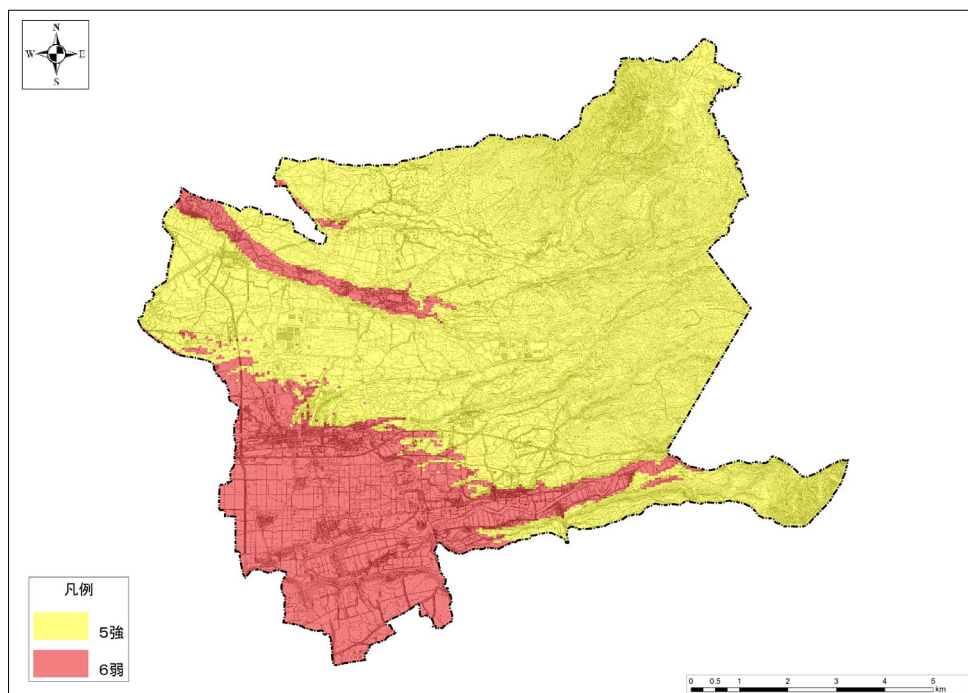


図 2-4 布田川・日奈久断層帯の連動した地震の震度分布図

3 想定される被害状況

想定される震度分布を基に、建物被害率の算出を行いました。建物被害率の算出の手順は以下の通りです。

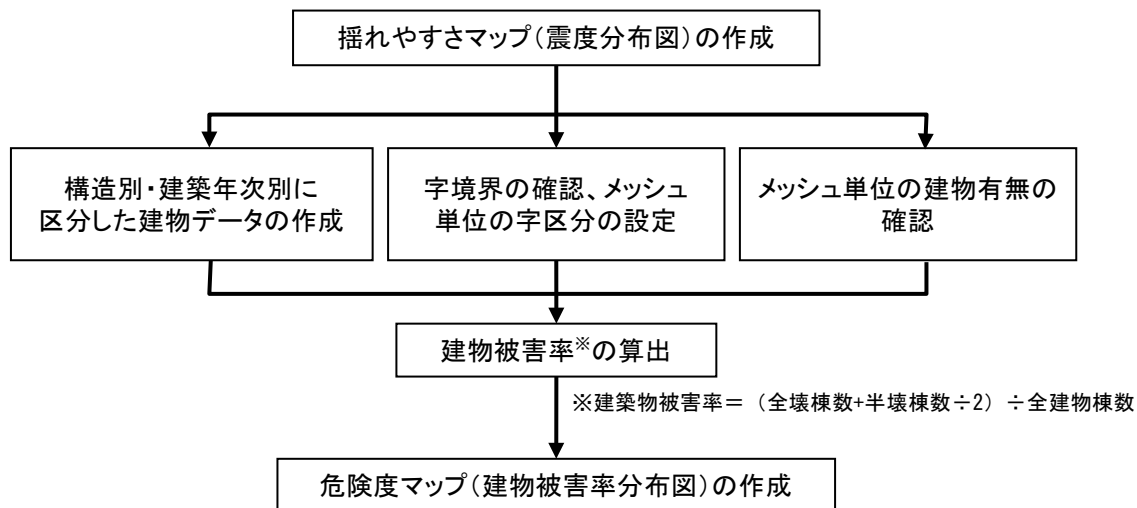


図 2-5 建物被害率分布図算出の作業手順

構造別・建築年次別に区分した建物データの整理では、地区単位での構造別・建築年次別（建築基準法の改正前後）の建物棟数を算出し、字・町丁目単位に建物棟数比率データを作成しました。

構造区分と年次区分を下表に示し、字別の整理結果を次ページに示します。

また、危険度マップ（建物の被害率分布図）で建物集計単位である大字境界線図を作成し、メッシュごとに大字区分の設定を行い、メッシュ単位で建物被害率を表現しました。なお、建物が建っていないことが地図上から判断したメッシュについては着色しないこととしました。

表 2-1 構造区分と年次区分

<p>[構造区分]: 木造、非木造</p> <p>[年次区分]: 木造・・・S37年以前、S38～46年、S47～55年、S56～H1年、 H2～H13年、H14年以降の6区分</p> <p>非木造・・・S46年以前、S47～55年、S56年以降の3区分</p>

第2章 想定される地震と被害概要

表 2-2 構造別・建築年次別に区分した建物データ

(単位：棟)

大字名	木造						非木造			合計
	S37以前	S38～S46	S47～S55	S56～H1	H2～H13	H14以降	S46以前	S47～S55	S56以降	
外牧	154	38	37	15	22	7	6	3	15	297
平川	156	66	73	66	117	45	11	62	239	835
杉水	267	142	149	129	303	129	25	44	356	1,544
大津	300	137	238	315	390	293	22	85	341	2,121
室	200	104	127	191	401	235	32	38	548	1,876
下町	53	20	13	16	26	2	7	11	10	158
陣内	230	104	78	83	196	94	23	36	94	938
町	53	35	11	13	16	15	5	5	8	161
灰塚	82	20	17	10	14	11	1	0	7	162
中島	84	19	5	11	9	1	1	2	5	137
新	66	21	14	28	37	36	5	3	28	238
引水	130	46	77	112	205	205	16	17	174	982
岩坂	239	78	31	24	38	29	9	26	48	522
瀬田	33	14	3	6	13	8	3	5	13	98
古城	39	10	3	2	4	0	1	3	14	76
高尾野	61	31	16	26	33	15	9	3	81	275
大林	166	60	121	124	81	39	8	31	81	711
吹田	82	23	102	172	129	48	7	15	62	640
錦野	130	51	21	19	19	13	4	6	11	274
森	77	45	28	20	102	49	3	26	49	399
美咲野四丁目	0	0	0	0	0	130	0	0	55	185
美咲野三丁目	0	0	0	0	78	240	0	0	70	388
美咲野二丁目	0	0	0	0	65	113	0	0	17	195
美咲野一丁目	0	0	0	0	22	200	0	0	19	241
矢護川	279	90	90	43	36	34	20	17	38	647
真木	116	27	36	20	15	10	6	5	16	251
合計	2,997	1,181	1,290	1,445	2,371	2,001	224	443	2,399	14,351

表 2-3 地震による想定被害

(単位：棟)

	全建物数			全壊建物			半壊建物			全壊率	半壊率	被害率
	建物数	木造数	非木造数	全壊建物	木造	非木造	半壊建物	木造	非木造			
外牧	297	273	24	0.6	0.6	0.0	19.6	19.4	0.2	0.21%	6.60%	3.51%
平川	835	523	312	0.4	0.3	0.1	19.9	18.3	1.6	0.05%	2.38%	1.24%
杉水	1,544	1,119	425	0.3	0.3	0.0	31.0	29.2	1.7	0.02%	2.01%	1.02%
大津	2,121	1,673	448	1.9	1.6	0.3	55.1	52.3	2.9	0.09%	2.60%	1.39%
室	1,876	1,258	618	2.8	2.3	0.5	52.4	48.5	3.9	0.15%	2.80%	1.55%
下町	158	130	28	1.8	1.7	0.1	19.7	18.9	0.8	1.14%	12.49%	7.38%
陣内	938	785	153	6.9	6.4	0.4	83.3	80.5	2.8	0.73%	8.88%	5.17%
町	161	143	18	2.0	2.0	0.1	21.9	21.5	0.5	1.26%	13.62%	8.07%
灰塚	162	154	8	2.3	2.3	0.0	26.5	26.4	0.1	1.43%	16.36%	9.61%
中島	137	129	8	2.2	2.2	0.0	25.3	25.1	0.2	1.64%	18.45%	10.87%
新	238	202	36	1.9	1.8	0.1	22.3	21.8	0.5	0.80%	9.38%	5.49%
引水	982	775	207	1.6	1.4	0.2	31.7	30.2	1.6	0.16%	3.23%	1.78%
岩坂	522	439	83	6.2	5.9	0.2	72.4	70.8	1.5	1.18%	13.86%	8.11%
瀬田	98	77	21	0.1	0.1	0.0	3.1	3.0	0.1	0.11%	3.21%	1.72%
古城	76	58	18	0.0	0.0	0.0	1.9	1.9	0.1	0.00%	2.54%	1.27%
高尾野	275	182	93	0.0	0.0	0.0	3.9	3.7	0.3	0.00%	1.44%	0.72%
大林	711	591	120	0.5	0.5	0.0	22.6	21.8	0.8	0.07%	3.18%	1.66%
吹田	640	556	84	0.4	0.4	0.0	14.6	14.1	0.5	0.07%	2.29%	1.21%
錦野	274	253	21	1.4	1.3	0.0	27.3	27.0	0.3	0.50%	9.98%	5.49%
森	399	321	78	0.9	0.8	0.1	17.7	16.9	0.8	0.22%	4.44%	2.44%
美咲野四丁目	185	130	55	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00%	0.00%	0.00%
美咲野三丁目	388	318	70	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.1	0.00%	0.06%	0.03%
美咲野二丁目	195	178	17	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.00%	0.05%	0.03%
美咲野一丁目	241	222	19	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.00%	0.03%	0.01%
矢護川	647	572	75	0.0	0.0	0.0	15.1	14.7	0.4	0.01%	2.33%	1.17%
真木	251	224	27	0.0	0.0	0.0	7.0	6.9	0.2	0.00%	2.79%	1.40%
合計	14,351	11,285	3,066	34	32	2	595	573	22	0.24%	4.15%	2.31%

第2章 想定される地震と被害概要

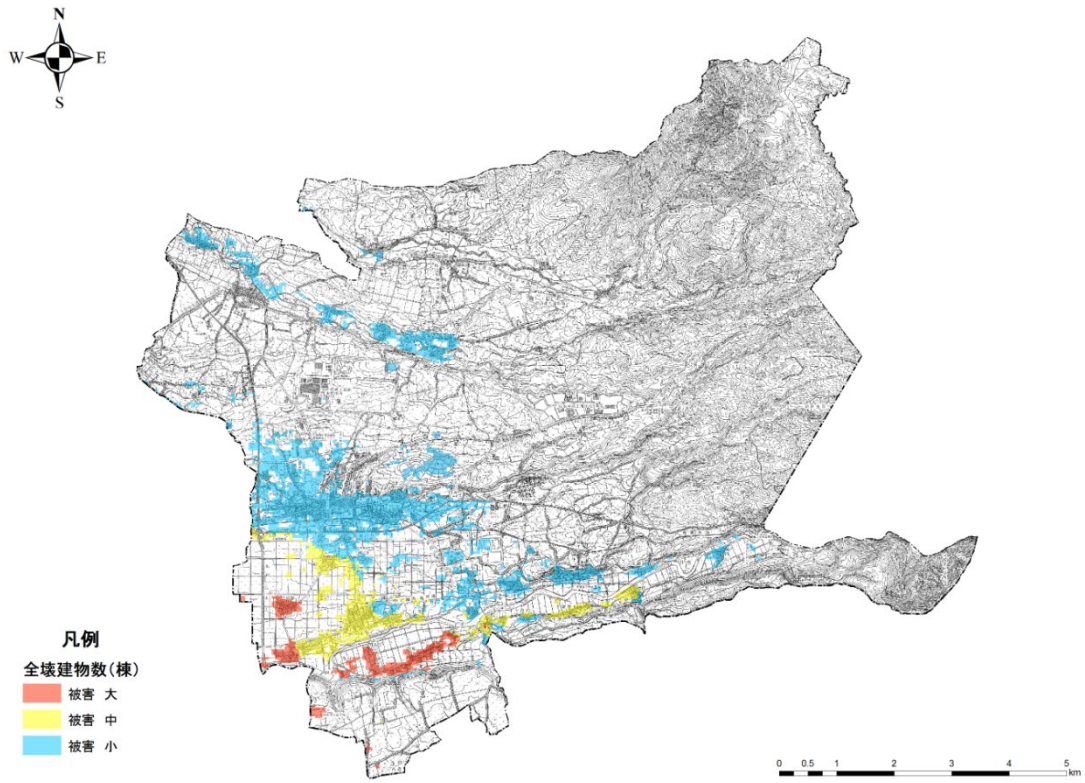


図 2-6 全建物の全壊棟数マップ

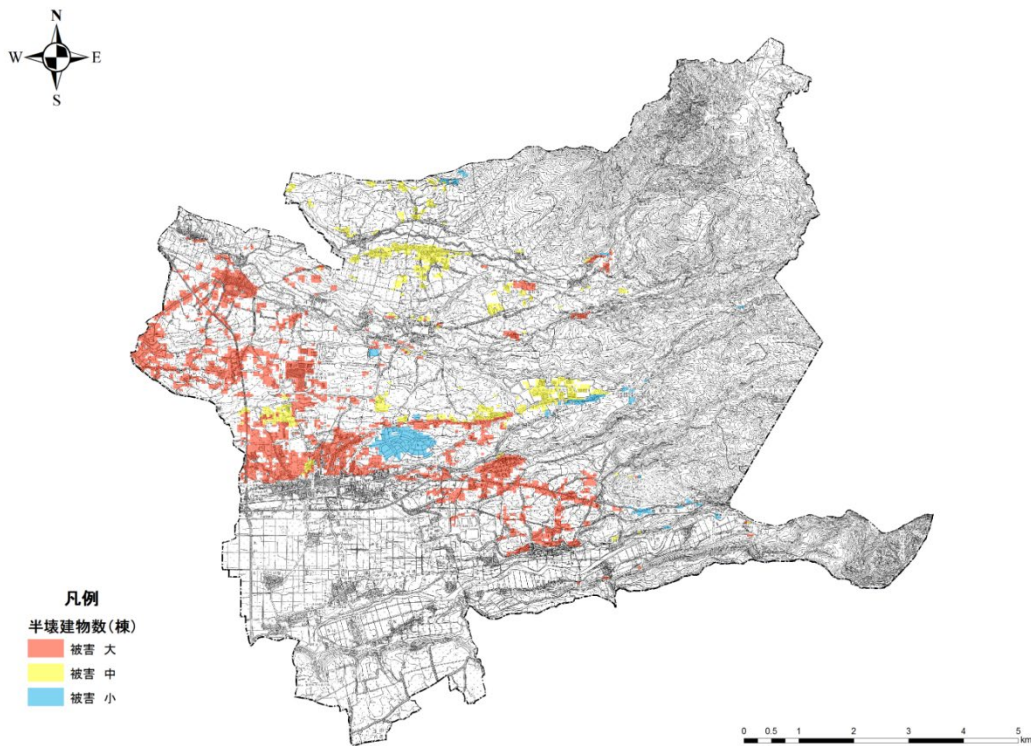


図 2-7 全建物の半壊棟数マップ

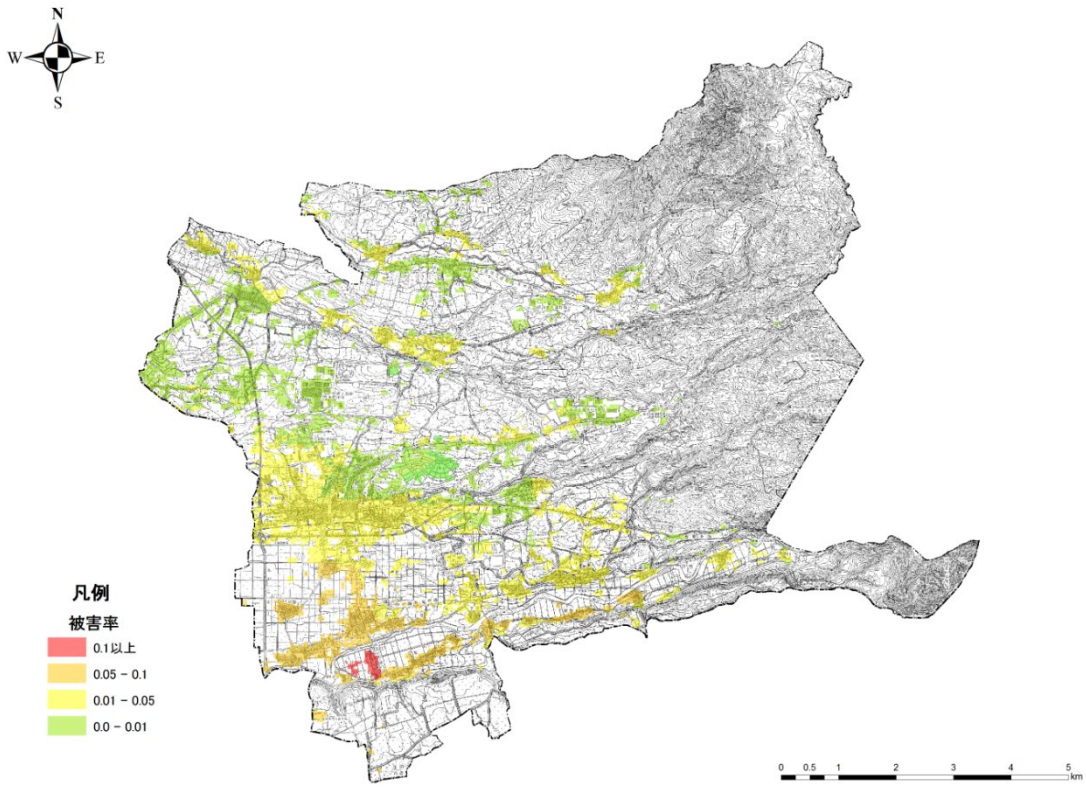


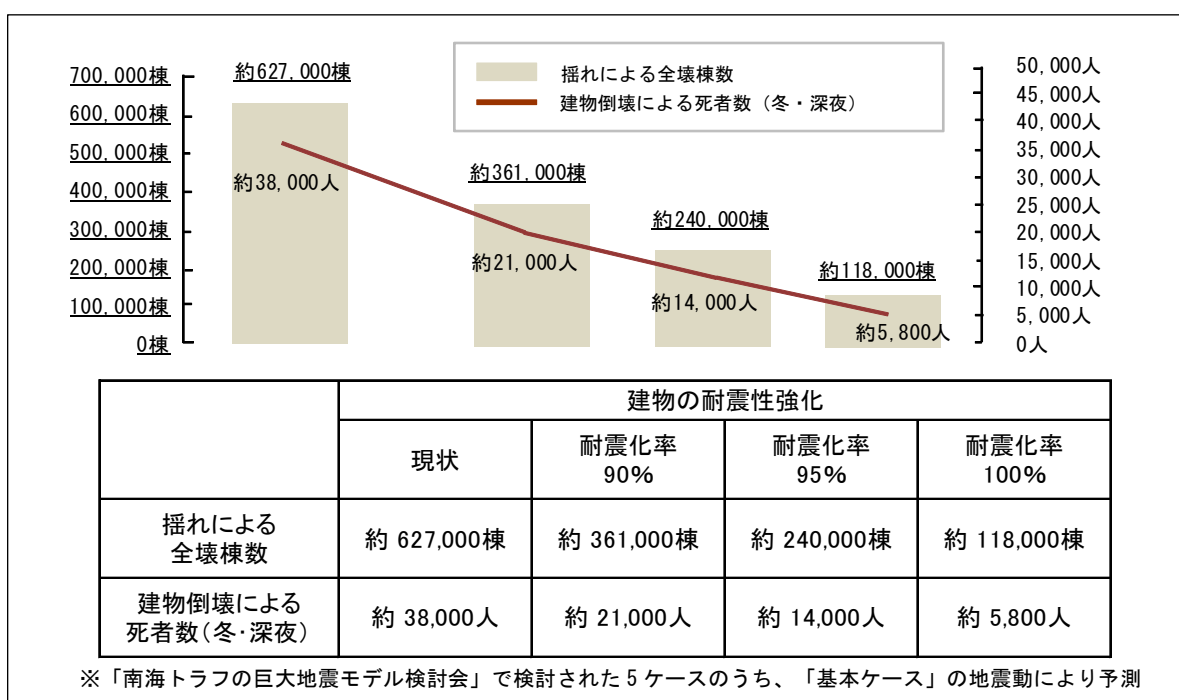
図 2-8 建物の被害率 (%) 分布図

4 防災対策の効果

建築物の耐震化率の向上は、防災対策に大きく影響を与えるものである。県の公表データ（インターネット上より）から、現状の建築物の耐震化率と耐震化率を向上させた時の被害の低減効果を予測しているものがあります。

これによると、今後の建築物の耐震化率の向上による被害軽減効果は（図 2-9 参照）、現状の耐震化率 79%を 100%に引き上げることで、全壊棟数を現状の約 1/5 以下に軽減できることを示しています。

また、家具等の転倒・落下防止対策の安全対策を実施した場合では、現状の 26%の実施状況を 100%に引き上げることににより、被害軽減効果が約 1/3 となることを示しています（表 2-4 参照）。



出典：熊本県建築物耐震改修促進計画を基に作成

図 2-9 耐震化率引き上げによる被害軽減効果

表 2-4 家具等の転倒・落下防止による被害軽減効果

	家具等の転倒・落下防止対策強化			
	現状	実施率 50%	実施率 75%	実施率 100%
屋内収容物の移動・転倒、屋内落下物による死者数(冬・深夜)	約 3,000人	約 2,400人	約 1,600人	約 900人

出典：熊本県建築物耐震改修促進計画

第3章 住宅・建築物における耐震化の現状

第3章 住宅・建築物における耐震化の現状

1 耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日に施行され、新たな耐震設計基準が導入されました。この改正を踏まえて、これ以降に建築された建築物を「新耐震基準建築物」、これ以前に建築された建築物を「旧耐震基準建築物」と分類します。

「耐震性を有する建築物」とは、地震に対する安全性が確保された建築物のことであり、新耐震基準により建築された建築物をいいます。また、旧耐震基準建築物のうち、耐震診断結果により耐震性を満たす建築物及び耐震改修や建替えにより耐震化した建築物も該当します。

一方、「耐震性が不十分な建築物」とは、旧耐震基準により建築された建築物のうち、耐震診断結果から耐震性が不十分であるものの、耐震改修が行われていない建築物をいいます。

国が推計した平成30年における国内の住宅の耐震化率^{*}は、総戸数約5,360万戸に対し、耐震化率87%となっています。

本町においても、耐震化の状況を把握するため、国が公表する住宅・土地統計調査の結果等を基に、町内の耐震化率を算出しました。

※出典：国土交通省ホームページ「住宅・建築物の耐震化について」
(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html)

(1) 住宅における耐震化の状況

平成30年住宅・土地統計調査より、平成30年度の住宅における耐震化率は96.1%（一戸建て93.1%、共同住宅等99.7%）となっています。

表3-1 平成30年度における住宅の耐震化率

(単位:戸)

	住宅総数 ①	旧耐震基準 ②	②のうち 耐震性あり ③	新耐震基準 ④	耐震性あり ⑤=③+④	耐震性なし ⑥=①-⑤	耐震化率 ⑤÷①
一戸建	7,080	1,256	768	5,824	6,592	488	93.1%
共同住宅等	5,900	110	94	5,790	5,884	16	99.7%
計	12,980	1,366	862	11,614	12,476	504	96.1%

出典：平成30年度の住宅・土地統計調査結果を基に作成

第3章 住宅・建築物における耐震化の現状

また、平成30年住宅・土地統計調査を基に、新築や建替え、耐震改修の耐震性を有する住宅戸数と、滅失や空き家の除外となる住宅戸数を踏まえ、令和2年度の耐震化率を算出しました。その結果、耐震化率は96.7%となり、平成30年度の耐震化率より0.6%増加しています。

なお、平成27年度から平成30年度の耐震化率は11.3%増加しており、平成28年熊本地震により、住宅の倒壊・破損による建替え・改修等が多く実施され、耐震化率が大きく伸びたと推測されます。

表3-2 住宅における令和2年度の耐震化率とその推移

(単位:戸)

	平成27年度	平成30年度		令和2年度	
			平成27年度からの増減		平成30年度からの増減
住宅総数	12,120	12,980	860	14,648	1,668
耐震性あり	10,280	12,476	2,196	14,169	1,694
耐震性なし	1,840	504	-1,336	479	-26
耐震化率	84.8%	96.1%	11.3%	96.7%	0.6%

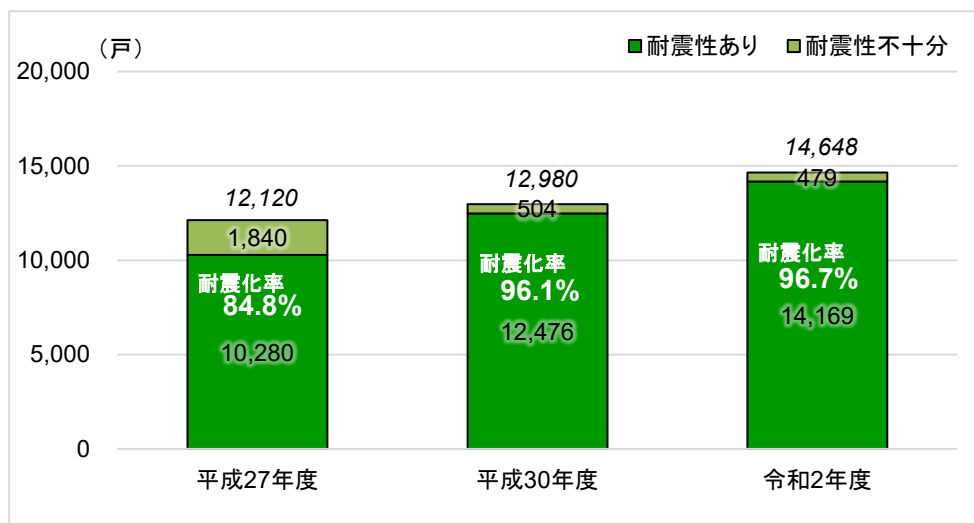


図3-1 住宅の耐震化状況

(2) 特定建築物における耐震化の状況

令和2年度における特定建築物の耐震化率は、85.4%となっています。詳細にみると、多数の者が利用する建築物は96.6%、避難路沿道建築物は53.7%となっています。

なお、特定建築物のうち、公共施設（町有施設）の耐震化率は100.0%となっています。

表 3-3 令和2年度における特定建築物の耐震化状況

(単位:棟)

	全棟数 ①	旧耐震基準 ②	②のうち 耐震性あり ③	新耐震基準 ④	耐震性あり ⑤=③+④	耐震性なし ⑥=①-⑤	耐震化率 ⑤÷①
多数の者が利用 する建築物 (法第14条第1号)	116	15	11	101	112	4	96.6%
民間施設	75	4	0	71	71	4	94.7%
公共施設 (町有施設)	41	11	11	30	41	0	100.0%
危険物を取り 扱う建築物 (法第14条第2号)	0	0	0	0	0	0	-
避難路沿道 建築物 (法第14条第3号)	41	19	0	22	22	19	53.7%
全体	157	34	11	123	134	23	85.4%

(令和2年現在)

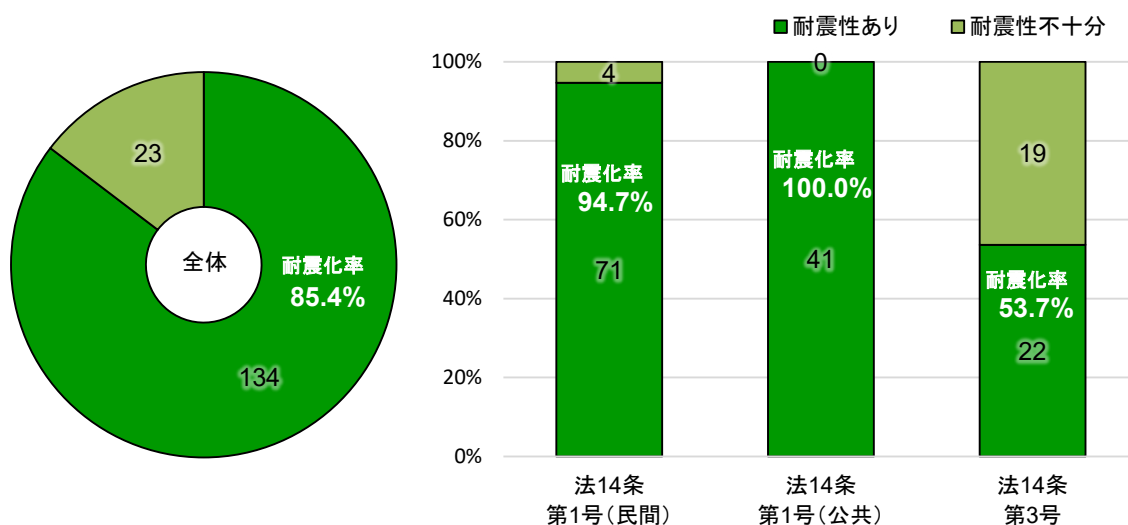


図 3-2 特定建築物の耐震化状況 (左：全体の耐震化状況、右：種別の耐震化状況)

第3章 住宅・建築物における耐震化の現状

表 3-4 特定建築物における用途別の耐震化状況

(単位:棟)

用途	民間			公共			全体			耐震化率 (%)	
	耐震性あり	耐震性なし	計	耐震性あり	耐震性なし	計	耐震性あり	耐震性なし	計		
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	0	0	0	13	0	13	13	0	13	100.0
	上記以外の学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
体育館(一般公共の用に供されるもの)	1	0	1	7	0	7	8	0	8	100.0	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
病院、診療所	6	1	7	0	0	0	6	1	7	85.7	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
集会場、公会堂	0	0	0	1	0	1	1	0	1	100.0	
展示場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
卸売市場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	1	0	1	0	0	0	1	0	1	100.0	
ホテル、旅館	7	0	7	0	0	0	7	0	7	100.0	
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	34	2	36	20	0	20	54	2	56	96.4	
事務所	5	0	5	0	0	0	5	0	5	100.0	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	1	0	1	0	0	0	1	0	1	100.0	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
幼稚園、保育所	4	0	4	0	0	0	4	0	4	100.0	
博物館、美術館、図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
遊技場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
公衆浴場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	12	1	13	0	0	0	12	1	13	92.3	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
小計	71	4	75	41	0	41	112	4	116	96.6	
危険物を取り扱う建築物(法第14条第2号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
避難路沿道建築物(法第14条第3号)	22	19	41	0	0	0	22	19	41	53.7	
計	93	23	116	41	0	41	134	23	157	85.4	

(令和2年現在)

第4章 住宅・建築物における耐震化の目標

第4章 住宅・建築物における耐震化の目標

1 耐震化の目標

国では、大阪府北部地震などの既往災害の検証や南海トラフ地震等の発生切迫性を踏まえ、耐震化の目標を設定しています。また、耐震化の目標は、上位計画となる国土強靱化年次計画や住生活基本計画等の関連計画とも整合が図られています。

これらの経緯を踏まえ、国は、令和7年度までに「住宅の耐震化率95%」、住宅以外の建築物においては、「耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物の概ね解消」とする目標設定を検討しています（令和3年2月現在）※。

※出典：住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会 とりまとめ資料
「住宅・建築物の耐震化率の推計方法及び目標について」（令和2年5月、国土交通省）

本町においては、国の耐震化目標の動向と町内の耐震化状況を踏まえ、令和7年度までの耐震化目標を下記のとおりを設定します。

<本町における耐震化目標>

令和7年度までに、

- 住 宅：耐震性の不十分な住宅の概ね解消
- 特定建築物：避難路沿道建築物（法14条第3号）における耐震化の強化

第4章 住宅・建築物における耐震化の目標

(1) 住宅における耐震化の目標

令和2年度現在、本町における住宅の耐震化率は96.7%となっており、国が掲げる「令和7年度までに住宅の耐震化率95%」という目標を達成しています。そのため、本町における住宅の耐震化目標は、令和7年度までに耐震性の不十分な住宅を概ね解消することを目標とします。

当該目標を達成するため、後述する施策や啓発等を実施し、県や関係機関と連携しながら、住宅の耐震化を促進していきます。

<参考>

令和7年度までの5年間で、耐震化率100%に到達するためには、耐震性不十分と推測される住宅429戸（年間86戸）の耐震化を実施する必要があります。

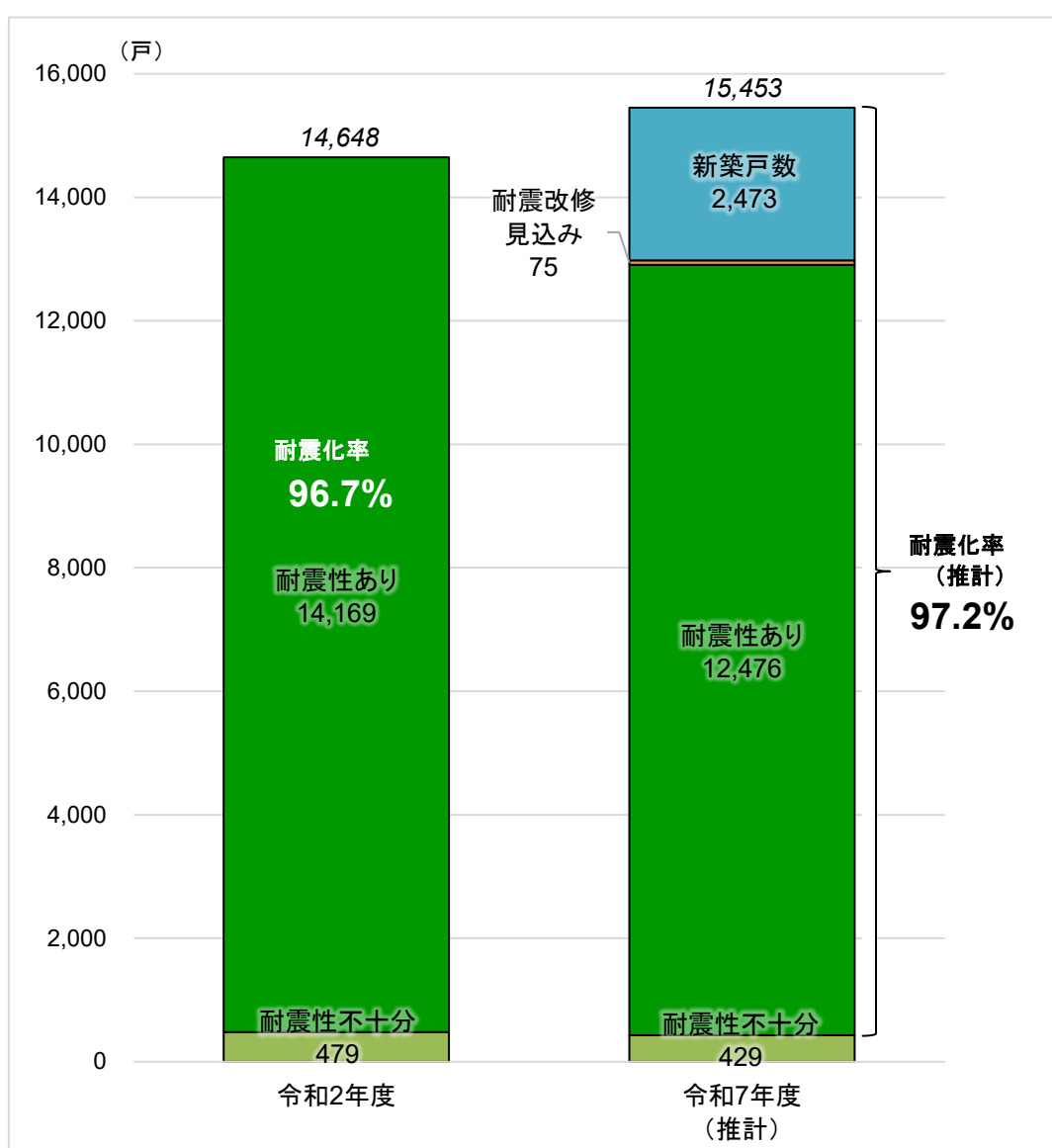


図4-1 住宅における耐震化率の推計

(2) 特定建築物における耐震化の目標

令和2年度現在、本町における特定建築物の耐震化率は85.4%となっています。詳細にみると、避難路沿道建築物の耐震化率が53.7%と低くなっています。

そのため、本町では、令和7年度までに、避難路沿道建築物の耐震化を強化していくことを目標とし、当該建築物の所有者に耐震化を促す取り組みを行います。

表4-1 特定建築物の耐震化目標

区分	令和2年度	令和7年度
多数の者が利用する建築物 (法第14条第1号)	96.6%	概ね解消
危険物を取り扱う建築物 (法第14条第2号)	対象なし	—
避難路沿道建築物 (法第14条第3号)	53.7%	耐震化の強化

第5章 地震発生時に通行を確保すべき道路

第5章 地震発生時に通行を確保すべき道路

1 地震発生時に通行を確保すべき道路

国の基本方針では、都道府県耐震改修促進計画の策定において、地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路や避難路等を指定することとしています。

熊本県は、県地域防災計画策定の基礎となる緊急輸送道路ネットワーク計画を策定しており、熊本県耐震改修促進計画においても、当該緊急輸送道路と、知事が特に多数の者の円滑な避難及び震災後の救援活動等の機能を確保するため必要と認めた道路について、沿道の建築物の耐震化促進を図っています。

また、市町村は、必要に応じて、市町村が定める建築物耐震改修促進計画において、避難路等を追加し、その沿道の建築物の耐震化を図ることもできます。

本町では、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への救援物資の輸送の確保等の観点から、県指定の第1次緊急輸送道路と、町指定の緊急輸送道路を地震発生時に通行を確保すべき道路とし、その沿道における建築物の耐震化を図ります。

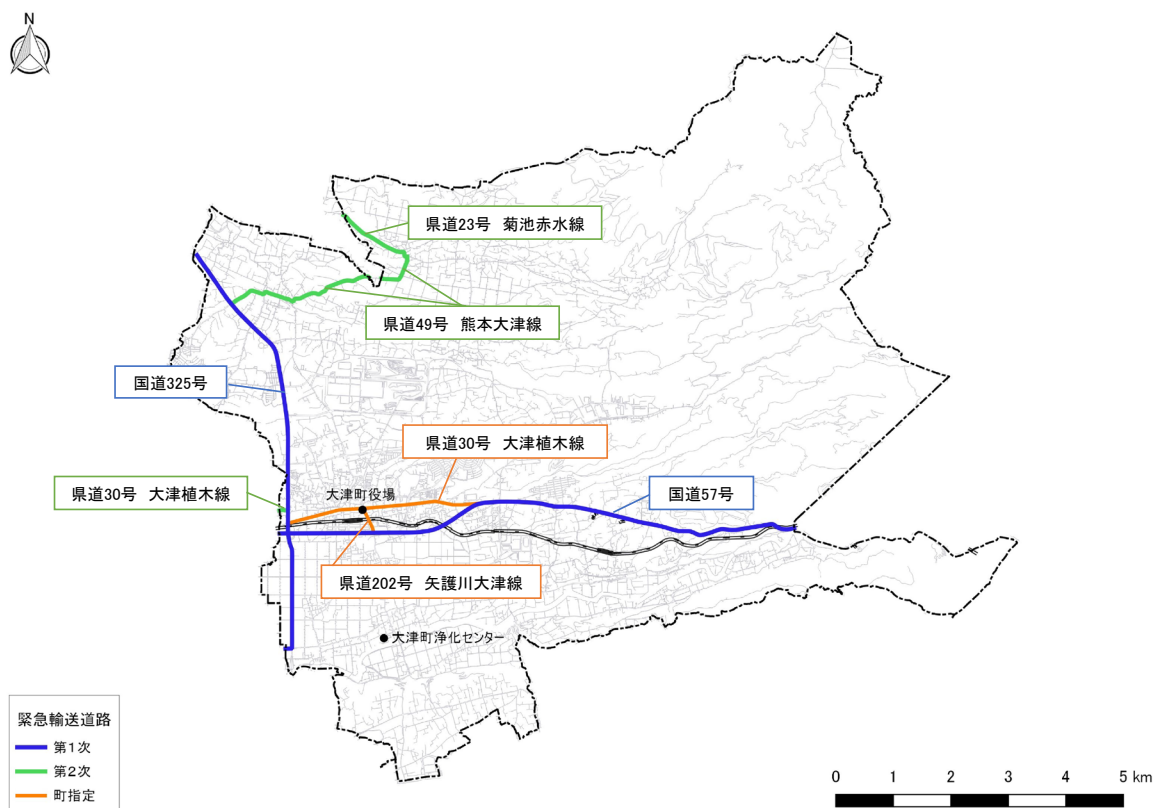


図 5-1 地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）

第5章 地震発生時に通行を確保すべき道路

表 5-1 地震発生時に通行を確保すべき道路の概要

緊急輸送道路の区分	位置づけ	路線名
第1次緊急輸送道路 (県指定)	県庁舎、地方生活圏中心都市の役場等、重要港湾、空港等の防災拠点を結ぶ道路	国道 57 号 国道 325 号 県道 23 号 菊池赤水線
第2次緊急輸送道路 (県指定)	県の地方機関、市町村役場、警察署、消防署等の防災拠点を結ぶ道路	県道 30 号 大津植木線 県道 49 号 熊本大津線
町指定緊急輸送道路	県指定緊急輸送道路を補完する町役場を結ぶ道路	県道 30 号 大津植木線 県道 202 号 矢護川大津線

特に、町指定の緊急輸送道路である県道 30 号大津植木線は、建築年の古い住宅や店舗が多数存在し、建築物の耐震化率が低くなっているため、重点的に耐震化に取り組みます。

表 5-2 路線別の特定建築物における耐震化の状況

(単位：棟)

路線名		全棟数	新耐震基準	旧耐震基準	耐震化率
第1次 緊急輸送道路	国道 57 号	6	6	0	100.0 %
	国道 325 号	0	0	0	-
	県道 23 号 菊池赤水線	0	0	0	-
第2次 緊急輸送道路	県道 30 号 大津植木線	0	0	0	-
	県道 49 号 熊本大津線	0	0	0	-
町指定 緊急輸送道路	県道 30 号 大津植木線	31	12	19	38.7 %
	県道 202 号 矢護川大津線	4	4	0	100.0 %
計		41	22	19	53.7 %

(令和 2 年現在)

第6章 建築物の耐震診断及び耐震改修の 促進を図るための施策

第6章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 建築物の耐震化促進支援策

(1) 大津町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定

本計画に定めた耐震化の目標を達成するためには、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般町民への周知・普及等の充実を図ることが重要です。

そのため、本町では、「大津町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）を策定しました。アクションプログラムでは、毎年度、住宅の耐震化に係る取り組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価します。その結果を基に、プログラムの充実・改善を図り、次年度における住宅の耐震化を強力に推進していくという、PDCAサイクルに則った耐震化の促進を図ります。

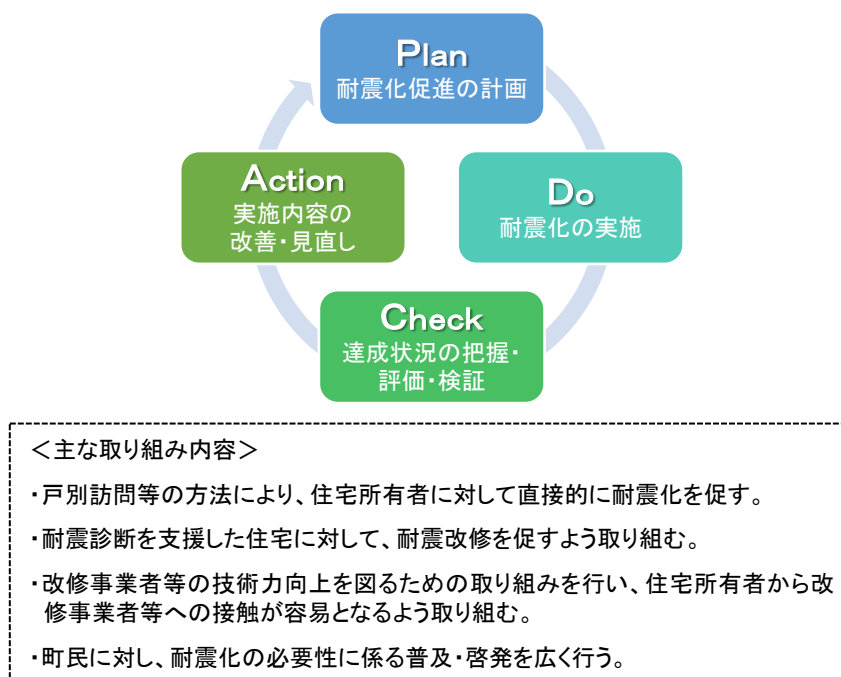


図 6-1 大津町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの取り組み内容とイメージ図

(2) 耐震診断及び耐震改修に対する補助事業

① 熊本県

県では、戸建て木造住宅や緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に係る費用を支援しています。

各事業の概要は、次のとおりです。

第6章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

表 6-1 熊本県住宅耐震化支援事業の概要

事業名	熊本県住宅耐震化支援事業※
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建て木造住宅 ・地上階数が3以下のもの ・昭和56年5月31日以前に着工したもの又は平成28年熊本地震で罹災したことが確認できるもの
補助対象経費	戸建て木造住宅の耐震改修設計・耐震改修工事費用等

※市町村と連携し、戸建て木造住宅の耐震診断、耐震改修設計・工事等に対する支援を行っている。

表 6-2 熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業の概要

事業名	熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業(市町村を通じた間接事業)
対象建築物	市町村の耐震改修促進計画に定められた取組方針に基づく、緊急輸送道路沿道の民間建築物の耐震診断に関する事業に係る建築物
補助対象経費	国の社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき算出された民間補助事業者等の行う耐震診断に要する経費の3分の1以内の額かつ市町村が補助する経費の2分の1以内の額
補助額	補助対象経費に補助率2分の1を乗じた額以内

② 大津町

本町では、戸建ての耐震化に係る費用を支援しています。また、法改正により新たに耐震化促進の対象となったブロック塀等についても補助しています。

各事業の概要は、以下のとおりです。

表 6-3 大津町戸建て木造住宅耐震改修等事業の概要

事業名	大津町戸建て木造住宅耐震改修等事業
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建て木造住宅 ・地上階数が3以下のもの ・昭和56年5月31日以前に着工したもの又は平成28年熊本地震で罹災したことが確認できるもの
補助対象経費	戸建て木造住宅の耐震改修設計・耐震改修工事費用等
補助額	最大100万円(補助率80%以内)

表 6-4 大津町危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金の概要

事業名	大津町危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金
対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路に面したブロック塀等 ・ブロック塀等が面する道路(避難路)からの高さが80cm以上のもの ・ブロック塀等自体の高さが60cm以上のもの ・点検表による確認で不適合があり、安全対策が必要と評価されたもの
補助対象経費	避難路に面する危険なブロック塀等の撤去工事に要する費用
補助額	最大20万円(補助率3分の2以内)

(3) 住宅に関わる耐震改修促進税制

耐震改修工事に要する費用負担を軽減し、耐震化を促進するため、耐震改修工事を行う必要のある対象建築物の所有者に対し、所得税の特別控除や固定資産税の減額措置が施行されています。

各制度の概要は、以下のとおりです。

表 6-5 所得税の特例措置の概要

対象住宅	・昭和56年5月31日以前に建築されたもの ・改修前の家屋が現行耐震基準に適合しないもの
特例期間	平成18年4月1日から令和3年12月31日（令和3年2月現在）
対象工事	現行の耐震基準に適合させるための耐震リフォーム
控除額	耐震改修工事費の10%（上限250万円）を所得税から控除

表 6-6 固定資産税の減額措置の概要

対象住宅	昭和57年1月1日以前に所在する住宅
特例期間	平成18年1月1日から令和4年3月31日（令和3年2月現在）
対象工事	現行の耐震基準に適合する耐震リフォーム（耐震リフォーム費用が税込50万円超）
控除額	固定資産税額の1/2（上限120㎡相当分）※翌年度、固定資産税から減額

(4) 耐震改修に対するリフォームへの融資

耐震改修工事を伴うリフォーム工事について、独立行政法人住宅金融支援機構から工事費用の融資を受けることができます。

各制度の概要は、以下のとおりです。

表 6-7 リフォーム融資の概要

業主体	(独)住宅金融支援機構
対象住宅	申込本人が所有している住宅又は申込本人の親族等が共有している住宅
対象工事	・建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律123号）の規定により計画の認定を受けた耐震改修計画に従って行う工事 ・機構の定める耐震性に関する基準などに適合するよう行う工事
融資内容	1,500万円（住宅部分の工事費が上限）

※当該機構では、上記住宅の耐震改修に関するリフォーム融資の他、以下のリフォーム融資を行っている（令和3年2月現在）。詳細は、当該機構ホームページ(<https://www.jhf.go.jp/index.html>)を参照のこと。

- ・部分的バリアフリー工事又は耐震改修工事を伴うリフォーム（高齢者向け返済特例）
- ・管理組合が実施する共用部分のリフォーム工事や耐震改修工事などの工事費用
- ・借上対象となる住宅での耐震改修工事を伴うリフォーム（住みかえ支援）
- ・耐震性能を向上させるための賃貸住宅のリフォーム
- ・賃貸住宅の耐震改修工事及び住宅の全面的なリニューアル工事のためのリフォーム
- ・中古住宅を借り上げた事業者が行う耐震改修工事を含む改良工事のためのリフォーム

2 地震時における総合的な安全対策

(1) ブロック塀等の安全対策

平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊による死亡事故が発生しています。また、ブロック塀等の倒壊は、道路が塞がれ、避難や救援活動の障害となる危険性が示唆されます。

本町では、ブロック塀等の倒壊による被害を未然に防ぐため、「大津町危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金」を設置し、町民へ制度の周知を図ることで、地震発生時における避難経路の安全確保に努めます。



出典:「令和元年版 防災白書」
(内閣府)

写真 6-1 大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊

(2) エレベーターの閉じ込め防止対策

北海道胆振東部地震や大阪府北部を震源とする地震では、多くのエレベーターが停止し、閉じ込め事故が発生しました。この教訓として、閉じ込めの発生、救出の遅れ、運転復旧の遅れ、故障の発生等が挙げられています。

本町では、エレベーター所有者や管理者等に対し、地震時における事故防止等に関する対策をとるよう、建築基準法によるエレベーターの定期検査の機会等を周知します。また、緊急体制の確立や防災キャビネットの設置等、安全確保の促進を図ります。

(3) エスカレーター地震防災対策

東日本大震災において、エスカレーターの脱落が発生しました。これを受け、平成25年7月に「建築基準法施行令を改正する政令」が公布され、エスカレーターの脱落防止対策に関する建築基準法施行令、告示が制定及び一部改正されました。

建築物の所有者、管理者等に対し、上記の法改正の内容を周知し、安全対策措置を講ずるよう啓発に努めます。

(4) 窓ガラス、天井落下防止対策

既往の大規模な地震時には、建築物の窓ガラス、外壁のタイルの落下による被害の発生がありました。また、野外広告、体育館や劇場等の大規模空間を有する建築物のつり天井の脱落による被害も生じています。

これらの被害が発生しないよう、ガラスや天井の脱落防止措置を講じた安全性の確保や町民や建物所有者への周知を行います。

(5) 家具の転倒防止対策

家具が転倒することで、人的被害の他、避難や救助の妨げになることが考えられます。

屋内における家具の転倒防止のための対策を町民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及を図っていきます。

(6) その他の建築設備の転倒防止、破損防止の対策

地震時に、給湯設備や配管設備等の転倒・破損が発生しないよう、建物所有者や管理者等に安全対策について周知し、被害の未然防止に努めます。



3 地震に伴うがけ崩れ等の建築物の被害軽減対策

本町では、がけ崩れ等による建築物における被害の軽減を図るため、県が設置する「熊本県がけ地近接等危険住宅移転事業」の活用を促進します。これにより、がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険住宅から移転を促し、人的被害の回避に努めます。

表 6-8 熊本県がけ地近接等危険住宅移転事業の概要

目 的	がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等からの移転を行う者に対して、市町村と連携して予算の範囲内において補助金を交付し、危険住宅からの移転を促進するものです。
対 象 住 宅	<p>がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅※、又は(1)から(5)までのいずれかに該当する区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行ったものをいう。</p> <p>ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る。</p> <p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域</p> <p>(2) 法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。)第9条の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、(3)に掲げる区域に指定される見込みのある区域</p> <p>(5) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域</p> <p>※既存不適格住宅:法令の施行又は適用時に現存し、又は工事中の住宅で、これらの規定に適合しないものをいい、法令の適用後に建築された住宅で規定に適合しない「違反建築物」とは性格を異にします。</p>
補 助 対 象 経 費	危険住宅の除却等に係る費用や、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入資金の一部を補助します。

出典:熊本県ホームページ「熊本県がけ地近接等危険住宅移転事業」

第7章 建築物の地震に対する
安全性の向上に関する
啓発及び知識の普及

第7章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 耐震改修を促進する環境整備

(1) 相談体制の整備

本町では、都市計画課に耐震診断・改修の相談窓口を開設しています。町民からの耐震化に関する相談や問い合わせ、各種事業の受付の他、パンフレット等の資料提供を行っています。

また、(財)熊本県建築住宅センターといった建築関連機関も紹介しています。本町は、(財)熊本県建築住宅センター、(社)熊本県建築士会、(社)熊本県建築士事務所協会に対し、町民からの相談に対応してもらうよう連携していきます。



写真 7-1 相談窓口の設置

(2) 情報提供の拡充



写真 7-2 耐震相談の様子

本町では、耐震改修促進計画に関するパンフレットを作成・配布し、建築物の耐震化に関する啓発及び知識の普及に努めます。本町で作成したパンフレット「耐震改修のすすめ」には、耐震改修の重要性や地震時の地盤の揺れ、地震に対する備え等を記載しており、町民が平常時から防災の意識を持つことを促す内容となっています。耐震改修の情報提供と合わせて、当該パンフレットの活用も周知していきます。

その他、耐震診断や耐震改修に関する各種セミナーや講習会の紹介・開催にも努めます。

これらの情報は、広報誌やホームページへの掲載、講演会や防災訓練の開催、掲示板への掲載、ダイレクトメールの送付等を通じて、町民に広く情報提供できるよう図っていきます。

2 耐震対策の普及・促進

(1) 県と連携した耐震化の促進

県では、耐震診断・耐震改修設計等を行う技術者の紹介や、技術者の養成講座を開催しています。また、被災建築物応急危険度判定士の認定や判定士の講習会を実施しています。耐震改修の促進を図るためには、これら技術者の協力も必要です。

そのため、本町では、県と連携した耐震化の促進に係る技術者の情報提供や養成等に努め、本町における耐震化の促進に寄与する人材育成と情報提供に努めます。

(2) 地域住民との連携による啓発活動

地震防災対策として、自主防災組織の活動が有効的です。この組織は、「自らの命は自らで守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という共通の目的を持って、住民が自発的に結成する組織です。町内会や自治会、町内会等が自主防災組織として活動しています。

本町では、自主防災組織と連携し、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を推進します。

(3) リフォームに併せた耐震改修の促進

住宅設備のリフォームやバリアフリーリフォーム等の機会を捉え、耐震改修の促進を図っていくことは効果的です。耐震改修を単独で実施するよりも、リフォーム工事に併せて耐震改修する方が、工事費用や施工工程等で所有者負担が軽減します。

本町では、相談窓口やホームページ、パンフレット、各種イベントの機会等を通じて、リフォームに併せた耐震改修工事を周知することで、耐震化の促進を図ります。

(4) 自主対策の推進

地震時の家具・食器棚・冷蔵庫等の転倒・転落は、人的被害に加え、避難や救助活動の妨げとなるおそれがあります。室内では、食器棚等の固定、窓ガラスの飛散防止フィルムの利用、防災ベッドや耐震テーブルの活用等が効果的です。

本町では、室内における平常時の安全確保について、町民への周知・啓発に努めます。